

賃貸不動産経営管理士とは

賃貸住宅の管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家です。
賃貸住宅管理の重要性が高まっている中、賃貸住宅管理業において重要な役割を担う資格です。

賃貸不動産経営管理士の業務



オーナー

管理受託契約
長期修繕計画
賃貸経営の提案
建物維持管理
原状回復



賃貸不動産経営管理士

賃料収納
契約更新
解約業務
賃貸相談業務
良好な住環境の提供



入居者

《法制度に基づく賃貸不動産経営管理士の役割》

現行

国土交通省告示「賃貸住宅管理業者登録制度」

- 賃貸不動産経営管理士の設置義務(規程7条) 「登録業者は事務所ごとに1名以上の賃貸不動産経営管理士等^{※1}の設置」が義務付けられています。
- 管理受託契約及びサブリース契約締結前の重要事項説明(準則5条、8条)
賃貸不動産経営管理士等^{※1}は管理受託契約及びマスターリース契約(サブリース原契約)締結までに、オーナーに対して重要事項の説明を行わなければなりません。

※1 等とは、6年以上の実務経験者を含む

これから

2020年12月～2021年6月施行予定 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案

- 業務管理者^{※2}の配置(法案12条)
賃貸住宅管理業者は、事務所ごとに1名以上の業務管理者を選任し、業務の円滑な実施のために必要な事項の管理、監督を行わなければなりません。
- 管理受託契約及び特定賃貸借契約^{※3}締結前の重要事項説明(法案13条、30条)
賃貸住宅管理業者は、管理受託契約及び特定賃貸借契約締結までに、管理業務の委託者に対し、契約内容等について書面を交付して説明を行わなければなりません。

※2 業務管理者とは、一定の講習を受講した賃貸不動産経営管理士または宅地建物取引士 ※3 特定賃貸借契約とは、マスターリース契約を指す ※4/1現在の情報であり、今後変更になる可能性があります

令和2年度 賃貸不動産経営管理士試験 概要

試験日

11/15日 13:00~15:00
(120分間)

受験申込・願書請求

願書請求は9/18(金)まで

8/17月 ▶ 9/24木 (消印有効)

- 申込方法 願書請求・受験申込は下記、当協議会ホームページより行えます。 ■ 受験料 13,200円(税込)
- 試験会場 全国24地域 北海道、岩手、宮城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、沖縄
- 受験資格 年齢、性別、学歴等の制約はありません。誰でも受験できます。 ※合格後、資格登録にあたっては、一定の条件があります。

試験についての詳細、お申込みは当協議会ホームページから▶ <https://www.chintaikanrishi.jp>

お申し込みをご希望の方で、ホームページをご覧にならない方は、当協議会受付センターへご連絡ください。TEL:0476-33-6660 FAX:050-3153-0865

